

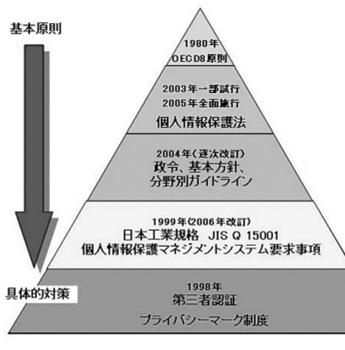
# 万引対策百般 TOKYO立ち余話(15)

## 人々と共に・個人情報保護法改正はSDGsの良き実践例へ



### NPO法人 全国万引犯罪防止機構

古来より相撲大会は各地で行われていた。定期開催もあれば、祝いやあつたぎ(神事)として開催される場合もある。開催されるのは相撲から、隠微相撲のように皇座を夜通し取り組み立てる会もある。相撲は人々と共に生き続けている競技である。



は、利用目的に沿ったもので、かつ、正確・完全・最新であるべきである。【説明】収集した個人情報に、利用目的に適合する状態を確保する必要がある。【個人情報保護法】第27条(保有個人データに関する事項の公表等)に「個人データの所在及び内容を正確に、または異議申立を確保するべきである。」

【個人情報保護法】第27条(保有個人データに関する事項の公表等)に「個人データの所在及び内容を正確に、または異議申立を確保するべきである。」

### 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(概要)

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定(附則第12条)に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。

### 改正法の内容

- 個人の権利の在り方
  - 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
  - 保有個人データの開示方法(※)について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- 事業者の守るべき責務の在り方
  - 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合(※)に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
  - 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。
- 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方
  - 認定団体制度について、現行制度(※)に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。
- データ利活用に関する施策の在り方
  - インバウンドを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
  - 提供元で個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。
- ペナルティの在り方
  - 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 法の域外適用・越境移転の在り方
  - 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。



本ガイドブックは、新たな事業にチャレンジしようとする企業が、プライバシーに関する問題について能動的に取組む、ひいては新たな事業の円滑な実施に不可欠である信頼の獲得につながっていく。

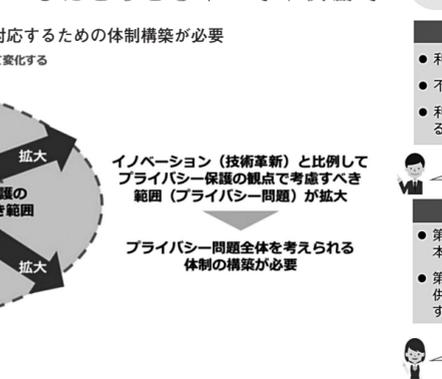
本ガイドブックは、新たな事業にチャレンジしようとする企業が、プライバシーに関する問題について能動的に取組む、ひいては新たな事業の円滑な実施に不可欠である信頼の獲得につながっていく。



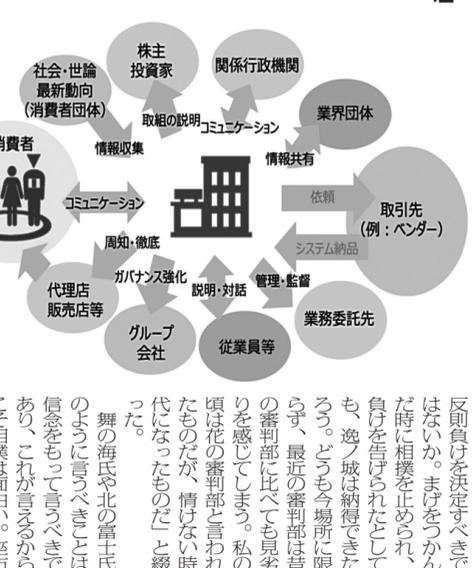
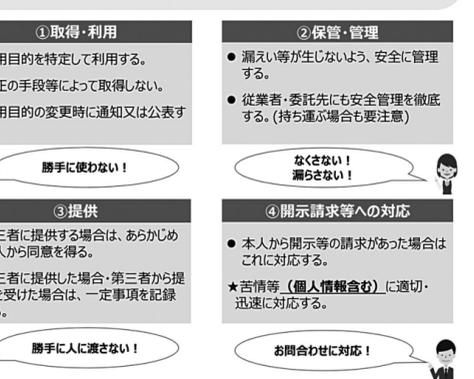
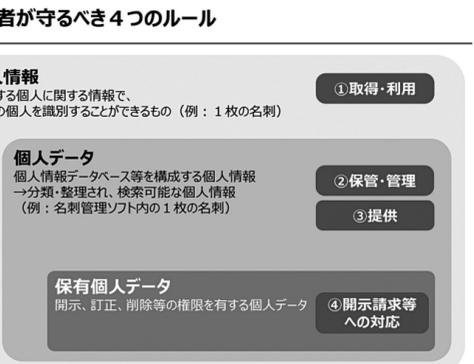
個人情報保護委員会(以下、個人情報委)は、日本の行政機関の一つである。内閣府の外局として、内閣府の所轄に属する行政委員会である。

### 事業者が守るべき4つのルール

- ①取得・利用
- ②保管・管理
- ③提供
- ④開示請求等への対応



【個人情報保護法】第27条(保有個人データに関する事項の公表等)に「個人データの所在及び内容を正確に、または異議申立を確保するべきである。」



反則負けを決定するべきではないか。まげさんか、時に相撲を止められて負けを告げられたら、逃げ城は納得できなかった。でも、逃げ城は納得できなかった。でも、逃げ城は納得できなかった。